

愛媛大学医学部連携病院長会議総務委員会細則

(設置)

第1条 この細則は、愛媛大学医学部連携病院長会議(以下「連携病院長会議」という。)規約第2条を処理するために、第11条に基づき、総務委員会を置き、その運営に関し必要な基本的事項を定める。

(協議事項)

第2条 総務委員会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 連携病院長会議及び専門部会の計画及び方針等に関すること
- (2) その他連携病院長会議の運営に関すること

(組織)

第3条 構成員は、次の者をもって組織する。

- (1) 連携病院長会議世話人
 - (2) 連携病院長会議世話人代表が指名するもの 若干人
- 2 総務委員会に委員長を置き、連携病院長会議世話人代表をもって充てる。

(協議会の開催)

第4条 総務委員会は、原則として連携病院長会議総会開催日に行う。

(報告)

第5条 総務委員長は、協議内容を取りまとめ、連携病院長会議総会に報告する。

(事務)

第6条 総務委員会における事務は、本院内において処理する。

附 則

この規程は、平成25年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月10日から施行する。